

道の「苦情審査委員制度」について

「北海道苦情審査委員」制度は、道が行った業務や制度の内容を審査するものです。皆さん自身の利害に係わる苦情であれば、「苦情審査委員」に申立てすることが出来ます。申立ては、「苦情申立書」に必要な事項を記入し、道庁の「道政相談センター」又は根室振興局総務課に提出してください。郵送やファックス、メールでも申立てが出来ます。なお、苦情申立書は申立窓口を設置していますが、ホームページからもダウンロード出来ます。

納税に関すること(納税係)
TEL 0153-24-5466

義援金を支払った場合の税務上の取り扱いについて

個人の方が、熊本地震により被害を受けられた方を支援するために支払った次の①から③の義援金(寄附金)は、寄附金控除の対象となります。なお、当該義援金は、ふるさと納税に該当するため、個人住民税の寄附金税額控除の対象となります。

- ① 地方公共団体に対する義援金 ※国が募集する義援金を含みます。
② 熊本県下や大分県下の災害対策本部に対する義援金
③ 募金団体を通じて、被災地の地方公共団体に支払われることが明らかな義援金

8月31日(水)は個人事業税第1期の納期限です

納税通知書が届いた方は、忘れずに納期限までに納めましょう。

なお、納税には便利で確実な口座振替がおすすめです。詳しくは、左記までお問合せください。

■問合せ 根室振興局税務課
〒087-8588
根室市常盤町3丁目28番地
課税に関すること(課税係)
TEL 0153-24-5479

■留意事項
右記①から③以外の義援金であっても、募金団体が財務大臣から指定を受けている場合など、一定の要件を満たしていれば、寄附金控除の対象となる場合があります。詳しくは、募金団体にご確認ください。

■寄附金控除の適用を受けるための手続き
寄附金控除の適用を受けるためには、これらの控除に関する事項を記載した所得税の

確定申告書を提出する必要があります。その際、左記①から③の書類が必要です。

- ① 地方公共団体の災害対策本部や義援金配分委員会等が発行する受領証
② 募金団体の預り証
③ 金融機関等で支払った場合の振込票等の控え

※右記③の場合は、振込口座が義援金の受付専用口座であることが分かる資料も併せて必要です。

■問合せ
根室税務署
TEL 0153-23-3261
国税庁ホームページ
http://www.nta.go.jp/

子ども相談支援センター相談窓口のお知らせ

子ども相談支援センターでは、いじめや不登校、体罰などの学校教育に関する悩み子育て、しつけなど家庭教育に関する悩み等の相談を受け付けています。いつでもご利用ください。

■電話相談
TEL 0120-3882-56
通話料無料で、毎日24時間対応しています。

■メール相談
Eメール doken.sodan@hokkaido-c.ed.jp
hokkaido-c.ed.jp
急ぎの場合は、電話相談をご利用してください。

来所相談

午前10時から午後4時まで
土、日、祝日、年末年始はお休みです。
あらかじめ電話でご予約ください。

■問合せ

〒060-8544
札幌市中央区北3条西7丁目
道庁別館8階
子ども相談支援センター

北海道女性の活躍支援センター出張相談会

道では、女性の結婚、子育て、介護などライフステージや就業、起業など様々な相談に対応する「北海道女性の活躍支援センター」を開設しています。

この度、根室振興局において出張相談会を開催しますのでお知らせします。

■日時

8月30日(火)午後2時から4時

■場所 根室振興局 1階第1小会議室

■相談員 伊藤順子(行政書士)

■問合せ 根室市常盤町3丁目28番地

■女性の活躍支援センター
TEL 011-204-5711

■Eメール kitanoyosei@sinus.ocn.ne.jp

■問合せ時間
月、火、木、金曜日
午前10時から午後4時

職業訓練受講生募集

水、土曜日
午前10時から午後1時

ハローワーク釧路では、次のとおり職業訓練受講生を募集しています。詳細は、お問合せください。

■対象 ハローワークに求職の登録をしている方

■募集科目
建築荷役車両運転科 20名
ビジネスワーク科 15名

■選考日 9月8日(木)

■訓練期間 10月3日(月)から翌年3月29日(水)

■費用 教科書代

15,000円程度

■受付期間 8月5日(金)から9月2日(金)

■見学会 8月16日(火) 8月29日(月)

■申込み ハローワーク釧路 TEL 0154-41-1201

■実施場所 釧路職業能力開発促進センター(ポリテクセンター釧路)

TEL 084-0915

■釧路市大楽毛南4丁目5-57

TEL 0154-57-5983

FAX 0154-57-8130

ユースエール認定企業を募集しています

ハローワークでは、「ユースエール認定企業」を募集中

道路工事のお知らせ

大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解、ご協力の程よろしく申し上げます。



一般国道243号千歳橋架替工事を実施しています。

- 工事期間 平成29年3月まで
- 迂回路(仮橋、仮道)供用期間(予定) 平成28年12月まで

※車両幅2.5m以上、車両長さ12m以上の特殊車両は仮道、仮橋を通ることはできません。
※特殊車両は、迂回路として国道272号、道道根室中標津線等主要道路をご利用願います。

- 問合せ
北海道開発局釧路開発建設部
中標津道路事務所 TEL0153-72-3221
別海町役場 建設水道部 事業課 計画調整担当
TEL 75-2111 (内線3214・3217)

この事業は、若者の採用及び育成に積極的で、若者の雇用の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定し、ハローワーク及び北海道労働局が積極的に企業のPRをするほか、関係助成金を活用する際に一定額の加算や、日本政策金融公庫が実施する融資の一部において基準利率よりも低い金利で融資を受けることができるメリットがあります。

また、ユースエール認定企業を公共調達において加点評価するよう、国が定める指針に示されました。

ユースエール認定企業の認定基準を満たしていないもの

建設業退職金共済制度について

建設業の現場で働く人
建設業の現場で働く人
建設業の現場で働く人

の、若者の採用及び育成に積極的な中小企業には、ハローワークが積極的にマッチング支援を行う「若者応援宣言企業」という制度もあります。認定基準など詳しい内容は、お近くのハローワークへお問合せください。

■問合せ
ハローワーク根室
TEL 0153-23-2161
ハローワーク中標津
TEL 0153-72-2544

を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。

この制度は、事業主の方々が、労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建設共から退職金を払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

なお、平成28年4月1日から建設共の制度が一部変更されていますので、詳細はホームページをご覧ください。

■加入できる事業主
建設業を営む方
■対象となる労働者
建設業の現場で働く人

地域情報カレンダー

(平成28年7月25日現在)

日	曜日	イベント内容
8/3	水	年金制度説明会 中標津町役場 13:00~14:00 予約不要 ※新しく老齢年金を受給される方が対象です。年金証書に同封されている冊子「年金を受給される皆様へ」を持参してください。
10	水	優良運転者免許更新時講習 交流館ぷらと 13:30~ ※受講の際は、事前に中標津警察署で更新手続きが終了していなければ、受講できません。
28	日	別海マルシェ~サンデーランチマーケット ぷらと前広場 11:00~
9/14	水	優良運転者免許更新時講習 交流館ぷらと 13:30~ ※受講の際は、事前に中標津警察署で更新手続きが終了していなければ、受講できません。

社会保険事務 相談所開設

8月2日(火) 13:00~17:00 8月3日(水) 9:00~12:00

9月6日(火) 13:00~17:00 9月7日(水) 9:00~14:00 中標津町役場 会議室

※完全予約制となり、事前の予約が必要です。 予約先/ 釧路年金事務所 TEL0154-61-6000

全国一斉養育費相談

釧路青年司法書士協議会と全国各地の青年会が連携し、養育費に関する電話相談会を

■掛金 月額310円
■問合せ 独立行政法人 労働者退職金共済機構 建設共北海道支部
TEL 011-261-6186
<http://www.doukankyo.jp/kentaikyof/>

■日時 8月7日(日) 午前10時から午後4時まで
■電話番号 0120-567-301
■問合せ シャーマン司法書士事務所 西山
TEL 0154-64-9209